令　和　７　年　度

小平市財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

小　平　市　監　査　委　員

平監収第３５号
令和８年９月１６日

㊞

小平市長
小林洋子殿

小平市監査委員　岡村健司
小平市監査委員　福室英俊

令和７年度小平市財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項、同法第２２条第１項の規定により審査に付された令和７年度小平市財政健全化判断比率及び資金不足比率を審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

令和７年度小平市財政健全化判断比率審査意見書

１　審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定による審査

２　審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

３　審査の着眼点及び実施内容

この審査は、小平市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて作成されているかを確認するとともに、各計数に誤りがないかを検証するために、関係帳簿、帳票類との照合その他必要と認められる審査手続により実施した。

４　審査の期間

令和８年８月１０日から９月１６日まで

５　審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されているものと認められた。

（単位：％）

健全化判断比率	令和７年度	令和６年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	―	―	11.41	20.00
連結実質赤字比率	―	―	16.41	30.00
実質公債費比率	2.4	2.1	25.0	35.0
将来負担比率	―	―	350.0	

（注）実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率がない場合は、「－」と表記している。

６　指標の概要

（1）実 質 赤 字 比 率

一般会計等を対象とした実質赤字額（歳出総額が歳入総額を上回る場合の赤字額）が標準財政規模に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

（2）連 結 実 質 赤 字 比 率

全会計（一般会計、特別会計、下水道事業会計）の実質赤字額が、標準財政規模に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

（3）実 質 公 債 費 比 率

一般会計等の負担する元利償還金及び準元利償還金（実質的な借入金などの年間返済額）が、標準財政規模を基本とした額に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

比率は３か年平均で表す。

（4）将 来 負 担 比 率

一般会計等の将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

令和７年度小平市下水道事業会計資金不足比率審査意見書

１　審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定による審査

２　審査の対象

小平市下水道事業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

３　審査の着眼点及び実施内容

この審査は、小平市監査基準に準拠し、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて作成されているかを確認するとともに、各計数に誤りがないかを検証するために、関係帳簿、帳票類との照合その他必要と認められる審査手続により実施した。

４　審査の期間

令和８年８月１０日から９月１６日まで

５　審査の結果

審査に付された下記資金不足比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されているものと認められた。

（単位：％）

比　率　名	令和７年度	令和６年度	経営健全化基準
資金不足比率	―	―	20.0

（注）資金不足比率がない場合は、「－」と表記している。

６　指標の概要

資金不足比率とは、公営企業の資金不足額が、事業の規模（営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた数値）に対してどの位の割合になるかを示す指標である。